

亀山試験施設用地造成事業に係る環境影響評価準備書に対する 知事意見

(総括的事項)

- 1 事業実施区域は小学校や住居地域に近いことから、休日や深夜・早朝の工事や施設供用を避ける等、小学校や住居地域への環境影響が及ばないように可能な限り配慮するとともに、環境配慮の取組を示す環境教育等の実施を検討すること。
- 2 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 3 評価書の作成までに、詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更を生じる場合は、それら工事内容等を反映した評価書を作成すること。

(個別的事項)

- 1 大気質
土地の造成により地形が変化することで風況が変化する可能性があることから、風況が大きく変化し、集落等へ大気質に係る影響が懸念される場合は、環境保全措置を検討すること。
- 2 騒音
試験車両の走行による騒音レベルを環境基準値と比較して評価する際には、現況の騒音レベルに予測値を合成した値で比較し、評価すること。
- 3 水質
 - (1) 近年、集中豪雨が多発しているため、さまざまな降雨条件においても洪水調整池が溢れることのないよう、容量を十分確保するよう検討すること。
 - (2) 土地造成に伴い生じる濁水に関する事後調査については、可能な限りその年の一番強い降雨による影響を把握するよう調査を実施すること。
- 4 地下水
事業実施区域内の地下水位が明らかになっていない中で、事業実施区域西側の山地斜面を造成することから、土地の造成においては湧水の状況を的確に確認し、必要に応じてその処理方法を検討すること。
- 5 地形及び地質
 - (1) 活断層について、地表に活断層の線が通らないことが、必ずしも活断層の存在しないこととはならないため、掘削作業中は活断層の有無に注視しながら工事を行い、発見された場合は、必要な措置を講じること。

(2) 事業実施区域の近隣でミエゾウの化石が発見された地質と同様の地質が事業実施区域の一部に含まれていることから、工事実施前に化石発見時の対応方法を関係機関に確認するとともに、化石の存在を見逃すことがないように、工事関係者に十分周知すること。

6 植物、動物、水生生物、生態系

(1) 生態系上位注目種（サシバ）の環境保全措置として、本事業の供用後には池や湿地の創出によりその餌場環境を復活させるため、影響は回避又は低減されると予測されているが、当該措置を実施しても十分な効果が認められない場合には、必要に応じて措置の追加や変更を検討すること。

(2) 新たに創出する池や湿地については、湿地環境が維持できるよう、工法、構造に十分配慮すること。また、どの箇所の湿地植物（アゼスゲ・クロテンツキ群落）を移植するのか明らかにすること。

(3) 昆虫類の生息状況の調査結果や、重要な植物種の調査結果は、確認地点数や確認種のみが記載されているため、可能な限り個体数についても記載し、定量的な比較ができるよう検討すること。

(4) 夜間の施設稼働は、照明や騒音によって夜行性の鳥類が影響を受ける可能性があるため、用いる光源の波長について考慮するとともに、可能な限り夜間の施設稼働をしないよう努めること。

(5) キビタキの環境保全に配慮し、工事着手時期について十分検討すること。

(6) 法面の緑化にあたっては、外来種による地域固有の植物の駆逐や遺伝子の攪乱が生じないように、可能な限り工事の実施により発生する残土を利用する等、在来種による緑化を図ること。

(7) 植物の重要種の移植にあたっては、生育地と移植先の環境を十分に把握した上で、適切な移植先を選定すること。

(8) ヤマナシについては、重要種である可能性もあることから、専門家等の意見を聴取したうえで、増殖等の環境保全措置を講じること。

(9) 事業実施区域の東側は、地下水が川底から流入することで河川環境が保たれ、水生生物等の生態系が維持されている可能性があるため、造成によって涵養域や下流河川の水生物等に影響が及ぶことのないよう、工法を検討すること。

(10) 事業実施区域内に三重県の指定希少野生動植物種であるカワバタモロコが確認されていることに留意し、同種の保全を図ること。